

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 1 号

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例（令和6年川崎市条例第58号）（第5条第1項の改正規定（川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館に係る部分に限る。）を除く。）の施行期日は、令和8年4月1日とする。